ＪＰ３４Ｍ５６Ｃ	瀬戸内海	１度	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ３４Ｍ５６Ｇ	瀬戸内海	１度	法第１条第２項の政令で定める境界、法第25条第１項及び第２項の経路
ＪＰ３４Ｍ５６Ｋ	瀬戸内海	１度	法第28条第１項の海域
ＪＰ３４Ｍ５６Ｏ	瀬戸内海	１度	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ３４Ｍ５６Ｓ	瀬戸内海	１度	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ３４ＮＣ８Ｃ	瀬戸内海	１度	法第28条第１項の海域
ＪＰ３４ＮＣ８Ｇ	瀬戸内海	１度	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ３４ＮＣ８Ｋ	瀬戸内海	１度	航路、法第５条の航路の区間、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ３４ＮＣ８Ｏ	瀬戸内海	１度	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ３４ＮＣ８Ｓ	瀬戸内海	１度	航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｉ	来島海峡	30分	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｋ	来島海峡	30分	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｍ	備讃瀬戸	30分	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｏ	備讃瀬戸	30分	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｑ	紀伊水道	30分	法第25条第２項の経路
ＪＰ４４ＭＯＮＩ	瀬戸内海	30分	法第１条第２項の政令で定める境界、法第25条第２項の経路
ＪＰ４４ＭＯＮＱ	紀伊水道	30分	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ４４ＭＯＮＳ	紀伊水道	30分	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ４４ＮＶＰＱ	明石海峡	30分	航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＶＰＳ	明石海峡	30分	航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ５４Ｎ２Ｇ０	大畠瀬戸	15分	法第25条第１項の経路
ＪＰ５４Ｎ２ＧＣ	瀬戸内海	15分	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ５４ＮＣ８Ｊ	来島海峡	15分	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ５４ＮＣ８Ｋ	来島海峡	15分	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ５４ＮＭ１６	備讃瀬戸	15分	航路、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ５４ＮＭ１７	備讃瀬戸	15分	航路、法第５条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第29条の２第１項の海域

公　告

諮　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成22年６月28日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成22年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成22年６月28日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年７月ころから同年11月ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

高橋亮及び近藤雄次両名が他人名義の銀行等の預貯金口座（検察官が既に把握している銀行等の預貯金口座については、後記４の⑴参照）を提供するなどしていた詐欺グループに属する者が、被害者の親族になりすまし、電話で「知人の借金の連帯保証人になったが、その知人が逃げたため自分が肩代わりしなければならず、その金を振り込んでくれ。」などと嘘を言う方法、又は、貸